

第6回 STC/Advanced の Q2

1. テキスト (<http://www.cistec.or.jp/nintei/kakomon/advanced-6-170703/seikai.pdf>)

<問題2>

以下のAからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、AからCの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2に掲げる地域のレバノンにあるメーカーYより工作機械5台の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該工作機械を使用して、宝石の加工に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。

B 本邦にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Yから工作機械5台の注文を受けた。その際、企業Yからは、当該工作機械を使用して、鉄道車両の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。

C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2に掲げる地域のイラクにあるメーカーYより工作機械5台の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該工作機械を使用して、家電の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。

1. 1個 2. 2個 3. 3個

みなさんは例文Bを御覧になって、どうお感じになりますか？

2. 本件の怪説

たしかに<外国ユーザーリスト>に掲載など、大量破壊兵器関与歴情報ある需要者向け案件であっても「ただちに要許可」ではありません。<明らかチェック>により「用途並び取引の条件及び態様から、懸念用途以外に使われることが明らかであること」を確認できれば、<おそれ省令（核兵器等開発等省令）>二号・三号^{11.30 加筆}の規制対象からは除外されますから。

しかしそれをスキップして、「鉄道車両用という用途連絡があったから即ち許可不要」と結論するのはまずいのではないのでしょうか？

もし問題文が「鉄道車両用との用途連絡があった場合は許可不要と結論してよい」だったら、みなさんはそれでも○をつけますか？

試みに取引審査の場面を考えてみて下さい。

用途欄に「鉄道車両用」と書いてあった。需要者は<リスト>に載っていた。

このとき、みなさんは「はい許可不要です」と審査回答しますか？ みなさんの部下が

そう書いて決裁に回してきたらどうしますか？ 「ちゃんと＜明らかなチェック＞をやれ（法令もそうなってるぞ）」と指示しませんか？

節の頭にも述べましたが、私は「ただちに要許可と結論せよ」と言うものではありませんよ。本件ではまだ＜明らかなチェック＞をしていないのですから。この段階では「まだ許可の要否を云々できない」というだけのことです。

そもそもよほど不注意な奴でない限り「私はクロです。WMD に使います」と正直に告白する懸念ユーザーなどいる筈がありません。普通はとりあえずヤブな用途を連絡してくるわけですが、それだけで審査合格（許可不要）とはできないので＜需要者要件＞のチェックも必要になるのです。

その＜需要者要件＞のチェックにあたり、（たとえ WMD 関与歴があっても）「ヤブな用途と審査票にあるなら許可不要と結論しちゃう」のであれば、その審査は「用途要件しか見していない」ことになってしまいます。

例文 B の論理はつまり「用途要件セーフなら需要者要件もセーフ」ということですよね。それなら最初から「需要者要件をチェックする意味」なんかないじゃありませんか？

出題者さん！ 大胆な御意見ありがとうございました。

<附録1> 「用途連絡あり」にもいろいろあり

<外国ユーザーリスト>掲載企業向け案件で「鉄道車両用に使う」旨の連絡を受けた場合の考え方をパターン別に整理しました。一概に要許可とも許可不要とも言い切れないことが見て取れます。

用途情報のレベル (下の段ほど「安全度」高い)	大臣 許可	安全性 判断	備考
「鉄道車両用途に使う」旨の 連絡受けただけ	要の 可能性	✖	先方がそのように「信じてもらいたが っている」だけでしょ？ <リスト>掲載ユーザーの場合、 とりあえず「疑う」を初期値にし、 <明らかチェック>に合格したら 「信じることにする」のが定跡です
「鉄道車両用途に使う」旨の確信 持った (<明らかチェック>を経ての 確信)	不要	○	これなら法的には問題なし
「申告された鉄道車両用途」であ ることの確信に加え、 そもそも「懸念用途に使われる」 可能性がなさそうだと周辺情報か ら判断	不要	◎	レピュテーションリスクまで考えても これなら安心

< 附録 2 > 想定問答

本件はあまりにも明らかな出題ミスと思えるので、逆に私の見落としが不安になってしまいました。そこで友人に「どんな反論がありうるか」考えてもらいました。

以下、それに基づく想定問答を記します。

Q1 「鉄道車両用との連絡」だけでなく「輸出者がそれ以上の調査結果を得ていない」という条件も揃っていないければ「要大臣許可」とはならないのではないかと？

A1 はい、その通りです。「要大臣許可である」という結論の○✕を問うているのであれば、答えはNo（要許可と断定するな）で結構です。

しかし例文 B の結論は「許可不要である」ですから、それとは話が違います。本文でも触れたように、本件で問われているのは「用途連絡を受けた」段階での取り扱いですから、「まだ許可要否の結論を下してはならない」とするのが正解なのです。よって私は「許可不要である」という断定調の結論を不可とします。

Q2 出題意図は『外国ユーザーリスト掲載 即 許可要』ではないということでは？

とすれば「許可不要である」(○)としてやってもよさそうだが。

A2 そのような意図での出題は理解できるどころです。

しかしそれなら例文 B の末尾は「許可不要である」(○)でなく「要許可である」(✕)にすべきでした。

Q3 キャッチオール規制の審査は「通常の商習慣の範囲で得た情報」で判断すれば足りるというのがセオリーであるが、本件ではこの条件がクリアされている。

用途情報を得た後の判断プロセスが例文 B には触れられていないが、致命的欠陥とは言えないのではないかと？

A3 たしかに判断材料は「通常の商習慣の範囲で得た情報」で結構です。但し本件では「用途情報」しか入手できていないので、到底十分とは言えません。(これは判断プロセス以前の問題です)

またそもそも需要者要件の審査の基本は次の 2 点です。

① WMD 関与情報 (<外国ユーザーリスト>掲載有無も含めて)があるか、

② あった場合の<明らかチェック>

<明らかチェック>をやるかやらぬかは、輸出管理の実務では死活的に重要な事柄であり、これを怠るのは取引審査手続きとして致命的瑕疵です。<明らかチェック>のための情報入手がなされていない本件は、「怠った」と見なすのが妥当でしょう。

いやしくも実務能力者の認定に当たって見過ごしてよい問題ではないと私は考えます。

(2017.11.29

11.30 加筆)